

健康福祉部門

6 健康福祉課

(1) 地方自治体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

中国四国厚生局では、中国地方の県・市町村等からの健康福祉サービスに関する補助金等の交付申請書・実績報告書を審査し、交付決定等の事務を行っています。

② 実績（令和6年度）

令和6年度の交付決定の実績は、以下のとおりです。

ア 国が負担すべき経費（義務的経費）

補助金等名	交付目的	交付先・交付実績
結核医療費 国庫負担 （補助）金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の補助、並びに従業禁止・入院勧告、入院措置を実施した患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	5 県 8 市 （県、保健所を設置する政令市） 【令和6年度交付額】 負担金 78,688,226円 補助金 11,465,305円
原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【令和6年度交付額】 511,180,741円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【令和6年度交付額】 25,465,634,962円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【令和6年度交付額】 963,787,811円
児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、一人親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	3 県 9 1 市町村 （県、市及び福祉事務所を設置する町村） 【令和6年度交付額】 8,751,769,925円

特別児童扶養 手当事務取扱 交付金	都道府県等が特別児童扶養手当等の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	5 県 1 0 4 市町村 (県、市町村) 【令和 6 年度交付額】 77,409,239円
特別障害者手 当等給付費国 庫負担金	都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	3 県 8 8 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【令和 6 年度交付額】 2,644,128,353円
女性支援費国 庫負担金及び 国庫補助金	女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	5 県 (県) 【令和 6 年度交付額】 135,454,092円
児童入所施設 措置費等国庫 負担金	児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号による施設等への入所又は委託、第 2 2 条による助産の実施、第 2 3 条による母子保護の実施に係る費用の一部を負担することにより、同法第 4 5 条の基準の維持を図ることを目的とする。	5 県 7 2 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【令和 6 年度交付額】 9,411,933,743円
子どものための 教育・保育給 付交付金	子ども・子育て支援法第 6 8 条第 1 項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。	1 0 0 市町村 (市町村) 【令和 6 年度交付額】 99,596,926,657円
子どものための 教育・保育給 付費補助金	子ども・子育て支援法附則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。	令和 6 年度実績なし。
子育てのための 施設等利用給 付交付金	子ども・子育て支援法第 6 8 条第 2 項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。	8 8 市町村 (市町村) 【令和 6 年度交付額】 2,205,075,154円
子ども・子育て 支援交付金	子ども・子育て支援法第 6 1 条の規定に基づき市町村（特別区を含む。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第 5 9 条に規定する地域子ど	1 0 7 市町村 (市町村) 【令和 6 年度交付額】 11,500,200,000円

	も・子育て支援事業に要する経費に充てるため 交付することにより、子ども・子育て支援の着実 な推進を図ることを目的とする。	
--	--	--

イ 施設整備

補助金等名	交 付 目 的	交付先・交付実績
保健衛生施設 等施設・設備 整備費国庫補 助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の 施設及び設備に要する経費を補助し、地域住 民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行 い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目 的とする。	4 県 3 市 8 法人（3 8 施設・設備） （県、市町村等） 【令和 6 年度交付額】 542,841,000円
地 域 介 護・福 祉空間整備等 交付金	地域における医療及び介護の総合的な確 保の促進に関する法律に基づき、市町村が作 成した整備計画の事業等の実施に要する経 費を交付することにより、地域貢献等を支援す る施設及び設備等の整備事業等推進するこ とを目的とする。	4 県 2 8 市町（7 2 施 設） （市町） 【令和 6 年度交付額】 644,758,000円
次世代育成支 援対策施設整 備交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基 づき、児童福祉施設等の整備に要する経費の 一部を交付することにより、次世代育成支援 対策を推進することを目的とする。	5 県 6 市 町（2 0 施 設） （県、市） 【令和 6 年度交付額】 880,898,000円
社会福祉施設 等施設整備費 国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団 体等が整備する施設整備等に要する費用の 一部を補助することにより、施設入所者等の福 祉の向上を図ることを目的とする。	5 県 7 市（2 7 施設） （県、指定都市及び中核 市） 【令和 6 年度交付額】 1,228,605,000円
就 学 前 教 育・ 保育施設整備 交付金	保育所、認定こども園、小規模保育事業 所、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事 業を行う事業所又は乳児等通園支援事業所 の新設、修理、改造又は整備に要する経費並 びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係 る整備に要する経費の一部を補助することによ り、こどもを安心して育てることが出来る体制の 整備を促進することを目的とする。	2 5 市町（5 6 施設） （市町） 【令和 6 年度交付額】 3,791,461,000円
子ども・子育て 支援施設整備 交付金	市町村が、子ども・子育て支援法第61条の 規定に基づき策定する市町村子ども・子育て 支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び 病児保育事業を実施するための施設の整備を 促進することにより、放課後児童対策の推進を 図るとともに病児保育事業の推進を図ることを 目的とする。	5 県（6 4 施設） （県） 【令和 6 年度交付額】 1,295,142,000円

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	【令和6年度実績なし】
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金	児童福祉法等の規定に基づき、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	1 県 【令和6年度交付額】 1,454,000円

（２）財産処分に関する業務

① 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分（補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいう。）する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。中国四国厚生局では、中国地方の県等から提出された財産処分承認申請書の内容を審査し、承認手続きを行っています。

② 実績（令和6年度）

- ・財産処分の承認（転用、取り壊しなど）…………… 23 件
- ・財産処分報告書の受理（包括承認事項（※））31 件

※包括承認事項

経過年数が10年以上の場合や構造上危険な状態にある施設等の取壊しをする場合など

（３）指定医療機関に関する業務

① 生活保護法に基づく指定医療機関

ア 概要

生活保護法に基づく指定医療機関（国の開設したもの（独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人附属病院等）に限る。）について、中国四国地方の管内医療機関から申請書等を受理・審査し、指定医療機関の指定等（指定、更新、変更、辞退・取消し）を行っています。

イ 実績（令和6年度）

- ・指定医療機関…………… 47 機関
- 指定医療機関指定更新…………… 6 件
- 開設者等の変更届…………… 20 件

② 特定感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関の国の費用負担を適正なものとするため、指定医療機

関への報告請求及び検査に係る業務を行っています。

なお、中国四国厚生局管内では、該当する医療機関はありません。

(4) 病原体等所持に関する業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の所持、輸入及び基準の遵守等の規制が設けられ、届出等の管理体制の確立を行うこととされています。

中国四国厚生局では、中国四国地方における三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績（令和6年度）

所持変更届の受理	10件
立入検査	4施設

(5) 児童扶養手当の支給事務に関する指導監査

① 概要

児童扶養手当とは、児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するためのものであり、都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村が支給事務を行っています。

中国四国厚生局では、中国四国地方の県・市及び福祉事務所を設置する町村に対し、その支給事務の円滑な実施の確保を目的に指導監査を実施しています。指導監査に当たっては、事前提出資料を精査した上で、関係者からヒアリングを行い、必要は正又は改善に向けた技術的な助言を行っています。

② 実績（令和6年度）

・指導監査 16自治体

(6) 生活保護法の施行事務に関する監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち、生活保護の医療扶助の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法等）の優先適用に係る監査、頻回受診に関する適正受診指導の状況確認、向精神薬に関する重複処方状況の確認、指定医療機関への指導状況等について、生活保護法第23条の規定に基づく事務監査を実施しています。

中国四国厚生局では、中国四国地方の県、政令指定都市及び中核市を対象として、事務監査を行っています。

② 実績（令和6年度）

・指導監査 9県11市

（７）保護施設に対する指導監査

① 概要

保護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助等を行うことを目的とする施設です。国は、この保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第２３条第１項の規定に基づき指導監査を実施することとなっています。

② 実績（令和６年度）

- ・指導監査 指導監査の対象となる施設はありません。

（８）障害者自立支援業務に関する指導

① 概要

国は、障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、障害者総合支援法第２条第３項及び地方自治法第２４５条の４の規定に基づき実地指導を実施することとなっています。

中国四国厚生局では、中国四国地方の県、政令指定都市及び中核市を指導の対象として、指導を行っていましたが、令和７年度より厚生労働本省において行うこととなりました。

② 実績（令和６年度）

- ・指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４件

（９）民生委員・児童委員に関する業務

① 概要

民生委員は、民生委員法第５条第１項に基づき、都道府県知事等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱した者で、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを責務とする特別職の地方公務員です。地域住民の身近な相談相手であり、誰もが安心して生活できる地域づくりのため、訪問や地域福祉活動、相談・支援など行政や地域の関係機関と連携して活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法第１６条の規定により児童委員を兼務し、児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることとされています。なお、関係機関や児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助や協力を行う者として、児童委員の中から主任児童委員が指名されています。

中国四国厚生局では、中国地方における民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名のほか、民生委員・児童委員として活動された方々に対する厚生労働大臣表彰や感謝状の授与に関する業務を行っています。

② 実績（令和６年度）

- ア 県・市別の委員の状況（令和７年３月末）

	民生委員・児童委員（人）	うち主任児童委員（人）
鳥取県	1, 144	130
島根県	1, 730	198
岡山県	2, 343	279
広島県	2, 401	202
山口県	3, 006	318
岡山市	1, 193	148
広島市	1, 821	187
鳥取市	483	74
松江市	485	57
倉敷市	786	101
呉市	599	50
福山市	867	68
下関市	655	54
合計	17, 513	1, 866

イ 厚生労働大臣感謝状授与等の状況

- ・厚生労働大臣感謝状授与…………… 162名
 - ・厚生労働大臣表彰及び特別表彰…………… 48名 + 4団体
- （大臣表彰：29名、特別表彰（定時）：15名、特別表彰（随時）：4名）

（10）各種養成（所）施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

中国四国厚生局では、中国地方の所管する国家試験受験資格を付与する生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所及び養成機関の指定・登録、指定の取消、変更の承認及び各種届出・報告書の受理並びに指導監督等を行っています。

中国地方の所管する養成(所)施設等は、以下の9種類です。

（当厚生局が指定等事務を行う養成施設等）

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| i あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設 | vii 介護福祉士実務者学校 |
| ii 栄養士養成施設 | viii 精神保健福祉士養成施設 |
| iii 管理栄養士養成施設 | ix 科目確認大学等（社会福祉士） |
| iv 社会福祉士学校 | |
| v 介護福祉士学校 | |
| vi 福祉系高等学校等（介護福祉士） | |

② 指定等の状況

ア 中国四国厚生局が所管する養成施設数及び課程数等（令和7年3月末）

施設の種類	養成施設	課程
（合計数）	62施設	68課程
<内訳>		
あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設	0	0
栄養士養成施設	9	10
管理栄養士養成施設	18	18
社会福祉士学校	0	0

介護福祉士学校	1 1	1 2
福祉系高等学校等（介護福祉士）	8	8
介護福祉士実務者学校	0	0
精神保健福祉士養成施設	0	0
科目確認大学等（社会福祉士）	1 6	2 0

（注１）令和６年３月末までに施設を廃止し、その後廃止届を提出した養成施設を含みます。

（注２）上記表の栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設である施設を除きます。

イ 新規指定件数（令和６年度）

施 設 の 種 類	課 程
実績なし	

ウ 内容変更承認数、変更届の受理数（令和６年度）

施 設 の 種 類	変更承認	変更届の受理
（合計数）	9 件	9 0 件
<内訳>		
あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設	0	0
栄養士養成施設	4	4
管理栄養士養成施設	2	3
社会福祉士学校	0	0
介護福祉士学校	2	2 6
福祉系高等学校等（介護福祉士）	1	1 6
介護福祉士実務者学校	0	0
精神保健福祉士養成施設	0	0
科目確認大学等（社会福祉士）	0	4 1

エ 指定取消・廃止件数（令和６年度）

施 設 の 種 類	廃止件数
介護福祉士養成施設（介護福祉士学校）	1 課程
科目確認大学等（社会福祉士）	1 課程

③ 定期指導調査

定期指導調査は、養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等において指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し必要な指導を行っており、令和６年度は、４施設に対して定期指導調査を行っています。

（１１）各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出の内容確認業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者を対象に実施し、この介護技術講習会を修了した者には実技試験が免除されることになります。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会を実施する施設からの届出書等を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

なお、令和６年度に届出を行った者はありませんでした。

② 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出の内容確認業務

実務者養成施設における教務に関する主任者、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は実務者養成施設において医療的ケアを担当する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

・令和 6 年度実務者研修教員講習会の届出受理件数…… 2 件

・令和 6 年度医療的ケア教員講習会の届出受理件数…… 2 9 件

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出の内容確認業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は科目確認大学等（社会福祉士）における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

・令和 6 年度社会福祉士実習指導者講習会の届出件数…… 3 件

・令和 6 年度介護福祉士実習指導者講習会の届出件数…… 3 件

④ その他

実務者養成施設においては、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合は、相当する科目について実務者養成施設で履修したものとみなす「修了認定」が可能であり、実務者研修認定研修を実施しようとする者は、あらかじめ実施者の主たる事務所の所在地の厚生局にその研修内容を届け出ることとなっています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学等における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があり、社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会を実施しようとする者は、同様に厚生局に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

・令和 6 年度介護教員講習会の届出件数…………… 1 件

（１２）その他

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく報告書の受理等に関する業務を行っていますが、令和６年度は、電子報告を除いて受理した報告書はありません。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく報告徴収・立入検査等に関する業務、クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務、児童福祉法による緊急時の事務執行に関する業務等を行っていますが、令和６年度における業務実績はありません。

7 医事課

(1) 医師臨床研修及び歯科医師臨床研修に関する業務

① 概要

平成16年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けること、また、平成18年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法により義務づけられています。

臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院又は厚生労働大臣が指定した臨床研修病院・施設が各々作成する研修プログラムに基づき研修が実施されています。医事課では、厚生労働省や各県と連携し、効果的な医師・歯科医師臨床研修の実施体制の確保に努めています。

医師臨床研修の臨床研修病院等の指定、研修プログラム変更申請の審査等については令和2年度から各都道府県に権限が移譲されており、医事課では医師臨床研修に関する補助金の交付手続きおよび医師臨床研修修了証登録の審査を主に行っています。

② 実績（令和6年度）

ア 医師臨床研修

(ア) 臨床研修費等補助金（医師）の執行業務

- ㊦ 交付申請書の受理、審査、交付決定、交付決定通知(依頼)書の作成・送付
提出された交付申請書の内容審査を行い、交付決定を行いました。

・交付決定…………… 110施設

- ㊧ 実績報告書の受理、審査、交付額の確定、確定通知(依頼)書の作成・送付
令和5年度に交付決定を行った施設の事業実績報告の内容審査を行い、交付額の確定を行いました。

・交付額の確定…………… 109施設

(イ) 医師臨床研修修了登録の審査

医師臨床研修修了登録について、臨床研修修了証および臨床研修修了証登録証交付申請書等の内容を審査しました。

- ・新規登録…………… 777件
- ・登録証再発行…………… 42件
- ・書き換え…………… 10件

イ 歯科医師臨床研修

- (ア) 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う指定基準及び研修プログラムの審査
 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う指定基準及び研修プログラムについて、
 届出を受理し、内容の確認を行いました。

・届出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件

【歯科医師臨床研修施設等】（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	相当大学病院	臨床研修施設 (単独型・管理型)
鳥取県	1 施設	0 施設
島根県	1	1
岡山県	1	2
広島県	1	7
山口県	1	1
徳島県	1	0
香川県	1	4
愛媛県	1	2
高知県	1	1
計	9	18

- (イ) 既指定施設の臨床研修プログラムの変更・新設（追加）

歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設（追加）について、届出
 を受理し、内容の確認を行いました。

・届出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6 件

- (ウ) 歯科医師臨床研修施設の年次報告

令和 6 年 4 月 1 日現在の状況及び令和 5 年度実績に関する年次報告（歯
 科医師臨床研修プログラム検索サイト（D－R E I S）によるオンライン登録）
 について、指定基準に係る記載を確認後、受理しました。

・年次報告の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3 件

- (エ) 歯科医師臨床研修施設に対する実地調査

歯科医師臨床研修施設 3 施設に対し、指定基準等の遵守状況の確認のため、
 実地調査を行い、研修の実施状況・管理・運営状況について、プログラム責任者、
 指導歯科医、研修歯科医等から意見聴取を行いました。

- (オ) 歯科医師臨床研修修了登録の審査

歯科医師臨床研修修了登録について、臨床研修修了証および臨床研修修了
 証登録証申請書等の内容を審査しました。

・新規登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 2 件
 ・登録証再発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 件
 ・書き換え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 件

(2) 看護師特定行為研修に関する業務

① 概要

平成26年に成立した、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）により、保健師助産師看護師法の一部が改正され、平成27年10月1日から、特定行為に係る看護師の研修制度において、研修を行う学校、病院等は厚生労働大臣の指定を受けることが義務づけられています。医事課では、看護師特定行為研修を行う指定研修機関からの申請書類の点検、内容審査、変更の届出、承認等及び指定研修機関からの相談や研修を修了した看護師の報告書の受理を行っています。

② 実績（令和6年度）

ア 看護師特定行為研修制度に関する普及啓発

看護師の特定行為に関する制度説明を実施しました。

開催日	内 容	開催場所
令和7年2月22日	看護師の特定行為研修修了者養成促進事業研修会	岡山県 看護会館

イ 看護師特定行為研修制度に係る指定研修機関

令和6年度においては、新規指定研修機関5施設及び区分変更申請のあった既指定研修機関13施設について特定行為研修の指定に係る内容の審査を行いました。中国四国管内では、指定研修機関は47施設となりました。

【令和6年度新規指定研修機関】

所在地	指定研修機関名	区分・領域別
広島県	県立広島病院	外科系基本
広島県	広島赤十字・原爆病院	救急
山口県	医療法人茜会 よしみず病院	2区分
山口県	山口県立総合医療センター	集中治療
山口県	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	救急

【指定研修機関指定状況】（令和7年3月末現在）（単位：施設）

県名	施設数
鳥取県	2
島根県	5
岡山県	6
広島県	12
山口県	10
徳島県	2
香川県	4
愛媛県	3
高知県	3

ウ 看護師特定行為研修修了者報告

令和 6 年度においては、40 件の報告書を受理しました。

中国四国管内の指定研修機関における特定行為研修を修了した看護師数（人）							
県名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
鳥取	7	3	11	4	10	5	40
島根	8	3	16	10	35	43	115
岡山	20	5	116	30	48	51	270
広島	－	6	12	4	27	26	75
山口	1	2	17	4	49	26	99
徳島	－	－	7	31	68	20	126
香川	24	2	11	7	25	23	92
愛媛	－	－	4	－	10	7	21
高知		10	24	－	25	28	87
合計	60	31	218	90	297	229	925

エ 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導

指定研修機関が、特定行為研修に関する計画を変更する際に提出する変更届や特定行為研修を実施する施設等を変更する際に提出する変更届に関する審査や指導を行っています。

・変更届出の受理：78 件

オ 指定研修機関が提出する年次報告書

指定研修機関が提出する年次報告書を確認し必要に応じて指導を行っています。

・年次報告書の受理：40 件

（３）医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育の実施等

① 概要

医療従事者の資質を向上し、国民の医療に対する安心を確保するため、行政処分を受けた医師又は歯科医師に対して再教育を実施しています。医事課では、行政処分によって医業停止 1 年以上の処分となった者に対する再教育研修（個別研修）に係る業務として、研修における事前調整から終了までの進捗状況の把握・助言指導者の指名・個別研修計画書の受理・個別研修修了報告書の受理及びその他研修者に関することを行っています。

② 実績（令和 6 年度）

令和 6 年度においては、医道審議会医道分科会において医業停止 2 年以上の行政処分が課された歯科医師に対する個別研修に関する業務を行いました。

- ・個別研修計画書の受理…………… 2 件
- ・個別研修修了報告書の受理…………… 2 件

（４）医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

① 概要

医療法において、国民が安心して医療を受けることができるよう、医療機関や医療従事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。医事課では、医療安全管理体制の強化の推進及び医療従事者の資質向上のため、管内医療機関の管理者、医療安全担当者等を対象に医療安全ワークショップ及びオンデマンド配信により医療安全セミナーを開催しています。

② 実績（令和 6 年度）

・医療安全ワークショップ

開催日	テーマ	開催形式
令和6年10月27日	医療現場におけるQC手法を用いた問題解決方法	ワークショップ （対面）

・医療安全セミナー

配信期間	講演内容	開催形式
令和6年11月1日 ～30日	・医療紛争の実態と対応について ・医療安全支援センターについて	当局YouTubeチャンネルにて配信

（５）再生医療等安全性確保法に関する業務

① 概要

平成 2 6 年に施行された再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき、再生医療等提供計画等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会は認定の申請を、再生医療等を提供する医療機関（再生医療等提供機関）は再生医療等提供計画の提出を、再生医療等に使用する細胞の培養や加工をする施設（細胞培養加工施設）は、細胞培養加工施設の許可や届出等の手続きを行うことが義務付けられています。医事課では、再生医療等提供機関や細胞培養加工施設等の届出等について、受理等を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

中国四国地域における再生医療等提供機関や特定細胞培養加工施設、認定再生医療等委員会から提出された各種申請の認定や届出等の受理を行いました。

申請・届出等項目	件数
再生医療等提供計画（新規）	2 5
再生医療等提供計画（変更）	8 5
再生医療等提供計画（中止）	2 1
特定細胞培養加工施設（新規）	1 1
特定細胞培養加工施設（変更）	3 4
特定細胞培養加工施設（廃止）	1 2
認定再生医療等委員会（新規）	0
認定再生医療等委員会（変更）	1 5

（６）臨床研究法に関する業務

① 概要

平成３０年に臨床研究法が施行された特定臨床研究の実施計画の審査等業務を行う臨床研究審査委員会は認定の申請を、特定臨床研究を実施する統括管理者は、当該実施計画の提出を行うことが義務付けられています。医事課では、特定臨床研究の実施計画等の届出等について、受理等を行っています。

② 実績（令和６年度）

中国四国地域に所在する認定臨床研究審査委員会の申請や届出、また、当該認定臨床研究審査委員会が審査を行う特定臨床研究の実施計画等の届出等について、認定・受理等を行いました。

申請・届出等項目	件数
認定臨床研究審査委員会（認定）	0
特定臨床研究実施計画（新規）	4 3
特定臨床研究実施計画（変更）	1 3 4

（７）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療に関する業務

① 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）では、心神喪失の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為）を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することが定められています。医事課では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送を行っています。

また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神保健判定医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）により審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成などを行っています。

② 実績（令和６年）

ア 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成

令和 7 年における名簿作成のため、令和 5 年に裁判所へ提出した名簿に登載されている精神保健判定医 1 2 5 名及び精神保健参与員候補者 8 0 名に対し、令和 7 年以降の継続に係る同意確認を行い、辞退等による欠員の補充及び新規候補者の推薦依頼を各県に対して実施しました。

・精神保健判定医及び精神保健参与員候補者数

(令和 7 年 3 月末現在)

	精 神 保 健 判 定 医 数	精 神 保 健 参 与 員 候 補 者 数
鳥 取 県	1 0 名	7 名
島 根 県	1 6	6
岡 山 県	2 8	1 0
広 島 県	2 0	2 9
山 口 県	1 2	4
徳 島 県	6	4
香 川 県	1 2	8
愛 媛 県	1 2	4
高 知 県	7	9
計	1 2 3	8 1

イ 指定医療機関に対する指導監査

指定入院医療機関および指定通院医療機関に対して一般指導監査を実施しました。

- ・指定入院医療機関 5 施設
- ・指定通院医療機関 4 施設

ウ 関係機関との連携強化

保護観察所等の関係団体が開催する会議に出席し、制度説明や意見交換を行いました。

- ・運営連絡協議会 9 回 (9 県)
- ・指定入院医療機関主催の地域連絡会議 5 回 (Web 開催含む)
- ・指定入院医療機関主催の外部評価会議 10 回 (Web 開催含む)
- ・指定通院医療機関の指定に向けた説明会議 5 回

エ 裁判所による入院等の決定状況

令和 6 年度の入院決定対象者 1 7 名を鑑定入院医療機関から指定入院医療機関に移送しました。

・入院等決定状況

(令和 7 年 3 月末現在)

	決 定 等 件 数
申 立	2 7 件
鑑 定 入 院 中	8 件
入 院 決 定	1 7 件
通 院 決 定	0 件
不 処 遇 ・ 申 立 却 下	2 件

・処遇中の対象者数

(令和7年3月末現在)

申立地	入院処遇中者 対 象 者	通院処遇中者 対 象 者
鳥 取 県	5 名	1 名
島 根 県	4	1
岡 山 県	1 9	8
広 島 県	2 2	9
山 口 県	7	2
徳 島 県	2	1
香 川 県	5	3
愛 媛 県	1 6	5
高 知 県	4	9
計	8 4	3 9

オ 指定医療機関の指定

・当厚生局管内の指定入院医療機関

(令和7年3月末現在)

医 療 機 関 名	病床数	指定年月日
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	3 3 床	平成19年10月1日
国立病院機構賀茂精神医療センター	3 3	平成20年6月24日
国立病院機構鳥取医療センター	1 7	平成22年5月6日
山口県立こころの医療センター	8	平成23年2月1日
島根県立こころの医療センター	8	平成29年10月1日

・当厚生局管内の指定通院医療機関

(令和7年3月末現在)

	病院	診療所	薬局	訪問看護
鳥 取 県	7 施設	0 施設	103 (1) 施設	2 (1) 施設
島 根 県	8 (1)	2	12	3
岡 山 県	9	1	7	13 (1)
広 島 県	12 (3)	1	9	13 (2)
山 口 県	9	1	13	8 (2)
徳 島 県	7	3	5	7 (2)
香 川 県	4	0	8	3
愛 媛 県	11	0	5	6 (1)
高 知 県	11 (1)	1	83 (1)	8 (1)
計	78 (5)	9	245 (2)	63 (10)

※ () は令和6年度に新規指定した指定通院医療機関の内数

カ 指定通院医療機関医療従事者実地研修の開催

指定通院医療機関における医療の充実、連携強化に資するため、医療従事者実地研修を賀茂精神医療センター及び岡山県精神科医療センターにて開催しました。

（８）地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

① 概要

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。

こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに推計し、各都道府県において「地域医療構想」として策定しています。その上で、各医療機関の足下の状況と今後の方向性を「病床機能報告」により「見える化」しつつ、各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を行うものとされています。

特に、国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」については、当厚生局管内において岡山県（県南東部区域）、広島県（広島区域、尾三区域）、山口県（下関区域、柳井区域、萩区域）の6区域が選定されており、技術的・財政的支援を行うこととしています。医事課では、各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理等を行い、地域医療構想の達成に向けて取り組んでいます。

② 実績（令和6年度）

当厚生局管内の各県担当者を対象に、「実際の業務における課題の共有と対策の検討」と「厚生局・ブロック担当者間の関係醸成」を目的としたブロック担当者会議を開催しました。

（９）災害時における医療の確保の支援に関する業務

① 概要

近年の自然災害の頻発化・激甚化に加え、今後、南海トラフ地震等の巨大地震の発生も想定されることから、災害時における医療の確保の支援のため、各県の役割を尊重しつつ、医療訓練や会議の参加、災害拠点病院や災害拠点精神科病院の視察を通じて発掘された問題点について、県に対する助言および支援を行っています。

② 実績（令和6年度）

当厚生局管内において、県と共同で災害拠点病院の調査を行いました。

・災害拠点病院の調査…………… 6 件

（１０）医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務

① 概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する制度が創設され、令和2年4月1日に施行されました。医事課では、認定申請書の受理、審査及び認定証明書の発行等の業務を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

・認定件数 58 件

（ 1 1 ） 医薬品等の許認可業務

① 概要

医薬品等を業として製造しようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品等の製造業の許可を受けなければなりません。医事課では、厚生労働大臣が指定する医薬品を製造する場合の製造業許可を行っています。

厚生労働大臣が指定する医薬品とは、以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|----------------|
| i 生物学的製剤（体外診断薬を除く） | vi 細胞培養技術応用医薬品 |
| ii 放射性医薬品 | vii 細胞組織医薬品 |
| iii 国家検定医薬品 | viii 特定生物由来製品 |
| iv 遺伝子組換え技術応用医薬品 | |

② 実績（令和 6 年度）

・当厚生局管内の厚生労働大臣が指定する医薬品及び医療機器の製造所

（令和 7 年 3 月末現在）

	生物学的製剤等	放 射 性 医 薬 品	計
鳥 取 県	0 か所	0 か所	0 か所
島 根 県	0	0	0
岡 山 県	0	1	1
広 島 県	1	0	1
山 口 県	3	0	3
徳 島 県	1	0	1
香 川 県	2	0	2
愛 媛 県	0	0	0
高 知 県	0	0	0
計	7	1	8

- ・新規許可申請 1 件
- ・許可更新申請 2 件
- ・製造管理者承認申請 4 件
- ・廃止届 0 件
- ・役員変更届 1 件
- ・製造管理者変更届 4 件
- ・設備変更届 12 件

8 食品衛生課

(1) 農林水産物及び食品の輸出促進を図るための輸出証明書の発行等

① 概要

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づき、輸出先国の求めに応じ、国又は都道府県、保健所を設置する市及び特別区（8 食品衛生課の項において「都道府県等」という。）は、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行、輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設の認定等を行うこととなっています。

食品衛生課では、中国 5 県及び四国 4 県内（8 食品衛生課の項において「当厚生局管内」という。）で製造等される一部の農林水産物等の衛生証明書の発行及び輸出農林水産物等の取扱施設の認定（書類審査及び現地調査を含む。）を行うほか、定期的に担当者を認定施設へ派遣し、認定要件の適切な実施について確認を行っています。

② 実績（令和6年度）

ア EU向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の査察等

- ・取扱施設の認定（事前確認を含む）…………… 0 施設
- ・認定施設の廃止…………… 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

（令和7年3月末現在）

都道府県等	認定施設数
岡山県	1
広島市	2
愛媛県	1
計	4

- ・認定施設の査察…………… 4施設（延べ8回）

イ 米国向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の査察等

- ・取扱施設の認定（事前確認を含む）…………… 0 施設
- ・認定施設の廃止…………… 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

（令和7年3月末現在）

都道府県等	認定施設数
鳥取県	2
倉敷市	1
広島市	3
呉市	1
愛媛県	5
計	12

- ・認定施設の査察…………… 11施設

ウ 韓国向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の監視等

- ・取扱施設の認定 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

(令和7年3月末現在)

都道府県等	認定施設数
下 関 市	4
愛 媛 県	3
計	7

- ・認定施設の監視 0 施設
- ・衛生証明書の発行 0 件

エ 中国向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の監視等

- ・取扱施設の認定 0 件
- ・当厚生局管内の認定施設

(令和7年3月末現在)

都道府県等	認定施設数
鳥 取 県	6
島 根 県	5
岡 山 県	4
岡 山 市	1
倉 敷 市	1
広 島 県	16
広 島 市	9
呉 市	4
福 山 市	7
山 口 県	9
下 関 市	15
徳 島 県	7
香 川 県	7
高 松 市	1
愛 媛 県	37
松 山 市	3
高 知 県	6
高 知 市	2
計	140

- ・認定施設の変更申請 0 施設
- ・認知施設の廃止 0 施設
- ・認定施設の監視※1 0 施設
- ・衛生証明書の発行※1 0 施設

※1 認定施設の監視及び衛生証明書の発行の対象となる最終加工施設が所在する都道府県等は、鳥取市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、高松市及び松山市に限ります。

オ ブラジル向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の監視等

- ・取扱施設の認定 …………… 1 施設
- ・認定施設の廃止 …………… 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

(令和7年3月末現在)

都道府県等	認定施設数
鳥 取 県	1
岡 山 県	2
広 島 県	1
広 島 市	1
呉 市	1
福 山 市	1
愛 媛 県	9
計	1 6

- ・認定施設の監視 …………… 1 5 施設
- ・衛生証明書の発行 …………… 5 件

カ シンガポール向け輸出食肉の認定と畜場等の査察

- ・当厚生局管内の認定施設

(令和7年3月末現在)

都道府県等	認定施設数
徳 島 県	1
計	1

- ・認定施設の査察（食肉衛生検査所を含む） …… 1 施設

キ 台湾向け輸出牛肉の認定と畜場等の査察

- ・当厚生局管内の認定施設

(令和7年3月末現在)

都道府県等	認定施設数
徳 島 県	1
計	1

- ・認定施設の査察（食肉衛生検査所を含む） …… 1 施設

ク 輸出食肉製品取扱施設（E U、シンガポール及び台湾向け）の認定及び認定施設の査察

- ・取扱施設の認定 …………… 1 施設

・認定施設の廃止 …………… 1 施設

・当厚生局管内の認定施設

(令和7年3月末現在)

都道府県等	認定施設数
下 関 市	1
香 川 県	1
計	2

・認定施設の査察 …………… 1 施設 (延べ2回)

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく登録検査機関は、食品衛生法第26条の規定による製品検査等において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有したものとして、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

食品衛生課では、当厚生局管内で登録を受けようとする検査機関の登録の他、登録検査機関の更新及び登録検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準（GLP：Good Laboratory Practice）に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するために立入検査等を行っています。

② 実績（令和6年度）

・当厚生局が所管する登録検査機関

(令和7年3月末現在)

都 道 府 県	登録検査機関	事業所
鳥 取 県	1 機関	1 事業所
島 根 県	2	2
岡 山 県	1	1
広 島 県	2	3
山 口 県	1	1
徳 島 県	1	1
香 川 県	1	1
愛 媛 県	1	1
高 知 県	1	1
計	1 1	1 2

・新規登録 …………… 0 事業所

・登録更新 …………… 3 事業所

・立入検査 …………… 1 2 事業所

（３）食中毒に係る調整業務等

① 概要

都道府県等は食中毒事件が発生した場合には、医師からの届出等に基づき、調査を行い、必要に応じて食品事業者へ営業停止、回収命令等の措置を講じ被害拡大の防止を図っています。食中毒事件の処理は、都道府県等の所管であり、通常時、地方厚生局は都道府県等から食中毒事例の情報収集及びその発信を行っています。ただし、大規模かつ広域的な食中毒発生時には、必要に応じ厚生労働本省（以下「本省」という。）と連携し、現地調査や都道府県等との連絡調整等の業務を行っています。

平成30年に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の公布により、国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大を防止等するため、相互の連携や協力を行うとともに、本省が関係者（地方厚生局、都道府県等）で構成する広域連携協議会を設置し、緊急の場合、当該協議会を活用し対応に努めることとなっています。そのため、本省は毎年度、広域連携協議会を開催し、食品衛生課は当厚生局管内の協議会の開催に係る事務を行っています。

② 実績（令和6年度）

- ・ 食中毒事例の発信は、毎月集計し、翌月に当局ホームページに掲載しています。
- ・ 広域連携協議会は、令和6年7月16日にオンライン形式により開催されました。本協議会において、広域的な食中毒事案の早期探知及び被害拡大防止のため、関係自治体を含む構成員等との情報共有及び意見交換を行いました。

（４）健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制に係る業務

① 概要

健康増進法（平成14年法律第103号）において、食品として販売に供する物に、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させる広告等をしてはならないと規定されています。

食品衛生課では、営業者や当厚生局管内の都道府県等からの相談を受け、必要に応じて指導等行っております。

② 実績（令和6年度）

- ・ 営業者や当厚生局管内の都道府県等からの相談を受け指導した事案はありません。

9 地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、少子高齢化が進む中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都道府県を通じた市町村支援業務に取り組んでいます。

（１）中国四国厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営

① 概要

厚生局による効率的な業務を実施するため、当厚生局内の関係課等で組織する中国四国厚生局地域包括ケア推進本部を設置するとともに、地域包括ケア推進課の業務方針や進捗状況等を意見交換・情報共有する会議を開催しています。

② 実績（令和６年度）

第１回：令和６年５月１４日開催

第２回：令和７年３月１７日開催

（２）中国５県地域包括ケア担当者連絡会議の開催

① 概要

中国地域の県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を目的に、県との意見交換を行う場を設置するとともに、各県における市町村が行う地域支援事業の支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

② 実績（令和６年度）

第１回：令和６年５月１７日開催（オンライン）

第２回：令和７年２月４日開催（ハイブリッド）

(3) 地域支援事業に関する業務

① 概要

中国地域の市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施と事業内容の充実に資するため、各県とセミナー等を共催しています。

また、地域づくり加速化事業によるブロック別研修や、調査研究事業（老人保健健康増進等事業）等を活用し、国の施策の説明や先行事例等の報告を行っています。

② 実績（令和6年度）

ア 各県とのセミナー等の共催

開催県	セミナー等名	開催日
中国5県	令和6年度 中国5県地域包括ケアシステム推進セミナー	令和6年9月13日 (ハイブリッド)
島根県	令和6年度地域包括支援センター研修	令和6年7月25日

イ 地域づくり加速化事業 ブロック別研修

セミナー等名	開催日
中国ブロック地域づくり研修	令和7年1月24日

ウ 老人保健健康増進等事業の報告会

セミナー等名	開催日
高齢期の虚弱や骨折予防に重点を置いた医療と介護を通じた予防事業の有効な展開のための自治体支援等に関する調査研究事業（実施主体：株式会社 野村総合研究所）	令和7年3月24日
関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業（実施主体：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）	令和7年3月13日

エ 伴走支援事業

支援内容	自治体等名
地域づくり加速化事業（島根県）	出雲市
高齢者住まい・生活支援伴走支援事業（島根県）	安来市

(4) 地域支援事業交付金に関する業務

① 概要

地域支援事業交付金交付要綱に基づく交付に当たり、厚生労働本省と連携を図りながら、管内各県から提出された当初交付申請、変更交付申請、実績報告、再確定申請等の内容審査、交付決定等の事務を行っています。

- ② 実績（令和 6 年度）
 - ・保険者数 97
 - ・交付決定額 9,325,706,929円

（５）地域医療介護総合確保基金に関する業務

① 概要

地域医療介護総合確保基金に基づく事業について、管内各県における実施状況や課題等を厚生労働本省と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量に係る調査等により把握し、各県に対する必要な助言及び支援を行っています。

- ② 実績（令和 6 年度）
 - ・交付決定額 1,122,668,000円

（６）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金に関する業務

① 概要

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 9 号に関する交付基準に基づく交付に当たり、厚生労働本省と連携を図りながら、管内各県から提出された当初交付申請、変更交付申請、実績報告等の内容審査、ヒアリング等の事務を行っています。

- ② 実績（令和 6 年度）
 - ・実地状況調査・ヒアリング（11月）
 - ・後期高齢者医療広域連合との意見交換（2月）

（７）介護保健事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言、支援

① 概要

介護保険法第116条の国の基本指針に基づき、市町村は法117条第1項、都道府県は法第118条第1項に基づき、3年を1期とする介護保険事業（支援）計画を定めることとされています。

これらの計画に関する作成状況、取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進にあたっての課題等について、厚生労働本省と連携を図りながら、管内の各県を通じて把握し、必要な助言及び支援を行います。

- ② 実績（令和 6 年度）
 - 第 9 期介護保険事業（支援）計画の進捗管理、第 8 期介護保険事業（支援）計画の実績と評価等に係る各県ヒアリング（オンライン）を実施し、必要な助言や支援を行いました。

（８）老人保健健康増進等事業

① 概要

老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする補助金事業です。

② 実績

ア 関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業【三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社】

総合事業を活用した移動手段の確保については、地域住民の日常生活の維持や介護予防を支えるために必要な支援であり、全国の市町村において大きな課題となっています。引き続き市町村の伴走支援事業・総合相談会を実施するとともに、高齢者の移動支援に活用できる 他省庁の補助事業等に関する調査を実施し、その成果を報告するセミナーを開催しました。

イ 高齢期の虚弱や骨折予防に重点を置いた医療と介護を通じた予防事業の有効な展開のための自治体支援等に関する調査研究事業【株式会社 野村総合研究所】

我が国においては、骨折が要介護に至る要因のひとつとして高いウェイトを占めており、今後、2040年に向けて85歳以上人口が一層増加していくことが見込まれる中、介護予防や健康寿命の延伸の観点から骨折予防のための取組が重要となっています。こうした認識のもと、本調査研究においては、有識者や自治体関係者から構成される検討委員会を設置し、その助言のもと、モデル２市（出雲市及び東広島市）の協力を得て、モデル事業を実施するとともに、通いの場を活用したフレイル予防等の地域づくりについて検討しました。

（９）認知症施策に関する業務

① 概要

四国厚生支局との共催で、中国四国地域の各県の認知症施策に係る担当者の参加のもと、認知症施策の推進について意見交換・情報共有を行う「中国四国認知症施策ブロック会議」及び「若年性認知症支援コーディネーター連絡会議」を開催しています。

また、認知症施策の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催しています。

② 実績（令和６年度）

ア ブロック会議の開催

中国四国認知症施策ブロック会議：令和６年７月９日

イ 連絡会議の開催

若年性認知症支援コーディネーター連絡会議：令和 6 年 11 月 1 日

ウ 認知症サポーター養成講座の開催

厚生局新規採用職員を対象：令和 6 年 4 月 11 日（9 名）

広島市内関係機関を対象： 令和 6 年 12 月 4 日（57 名）

（10） 地域包括ケアシステムに係る研修、会議、講演依頼等への対応及び関係省庁との連携

① 概要

地域包括ケアシステムの構築に係る各種研修、会議に参加するとともに、関係団体の依頼に応じて講演者やパネラーとして参加しています。

また、関係省庁と連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

② 実績（令和 6 年度）

ア 会議・研修会への対応

山口県高齢者保健事業推進連絡会議（令和 6 年 7 月 4 日）、山口県居住支援協議会セミナー（令和 6 年 7 月 16 日）及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る担当者研修会（広島県）（令和 6 年 9 月 6 日）に講師等として参加しました。

イ 関係省庁との連携

中国地方整備局、中国地方更生保護委員会及び広島矯正管区と「高齢者等の住まいの確保支援に係る連携」のための打合せ等を実施しました。

また、中国四国農政局の主催するセミナーに後援を行うとともに、中国運輸局の協力のもとに移動手段の確保に関するセミナーを実施しました。

10 保険年金課

（１）健康保険組合の規約変更の認可等

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業又は同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

保険年金課では、管内の健康保険組合に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

■実績（令和６年度）

（令和７年３月末現在）

	組 合 数
当厚生局が所管する健康保険組合	3 4
（内訳）	
単一	2 7
総合	7

・各申請書等の処理件数

規約変更認可申請書等の認可 3 3 件

規約変更届出書等の受理 1 8 0 件

公法人証明・印鑑証明 2 1 件

（２）健康保険組合の実地指導監査等

実地指導監査は、「健康保険組合の指導監督について」（平成13年３月22日付け保険局長通知）及び「令和６年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（令和６年３月11日付け保険局保険課長通知）により、健康保険組合の事業が法令・通知・組合同規約・組合同規程に基づき適正に運営されているかどうかの確認を基本とし、前回監査から概ね５年を経過している組合に対して実施しています。

■実績（令和６年度）

・実地指導監査 7 組合

（３）全国健康保険協会支部の立入検査

立入検査は、平成22年１月７日付け保険局保険課長通知（平成27年６月1日付け、平成28年５月11日付け一部改正）に示された実施方針に基づき、３年に1回実施しています。

■実績（令和 6 年度）

・立入検査 2 支部

（４）確定給付企業年金の規約承認等

確定給付企業年金（Defined benefit corporate pension いわゆる「DB」）は、公的年金の上乗せの給付を保障する私的年金制度の一つであり、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し年金給付を行う「基金型」があります。

保険年金課では、管内の企業年金基金又は事業主からの規約認可・承認申請書、規約変更認可・承認申請書、規約変更届出書等の受理、認可及び承認並びに法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

■実績（令和 6 年度）

（令和 7 年 3 月末現在）

	規 約 数
当厚生局が所管する確定給付企業年金	5 8 8
【参考】	
令和 6 年度新規承認（認可）	1
令和 6 年度規約の終了等	8

・各申請書等の処理件数

規約変更認可申請書等の承認 2 2 件

規約変更届出書等の受理 3 5 2 件

厚生労働大臣への提出書類の受理 8 2 件

法人証明・印鑑証明 1 6 件

（５）確定給付企業年金の監査等

確定給付企業年金に関する監査は、「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成22年11月 1 日付け厚生労働省年金局長通知）及び「厚生年金基金及び確定給付企業年金の監査等について」（平成28年10月11日付け年金局企業年金国民年金基金課長通知）により、事業主及び企業年金基金の事業運営が法令及び規約等に基づき適正に実施されているかどうかの確認を基本とし、企業年金の実施から概ね 3 年を経過している事業主及び企業年金基金（総合型を除く。）に対して書面監査を、設立から 1 年以上経過し、かつ、過去 3 年以内に実地監査を実施していない総合型企業年金基金に対して実地監査を実施しています。

■実績（令和 6 年度）

- ・書面監査 7 9 事業主、1 基金
- ・実地監査 3 基金

（ 6 ） 確定拠出年金の規約承認等

確定拠出年金(Defined Contribution Plan いわゆる「DC」)は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受ける制度であり、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

保険年金課では、企業型に係る管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書の承認及び規約変更届出書等の受理並びに法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

■実績（令和 6 年度）

（令和 7 年 3 月末現在）

	規 約 数
当厚生局が所管する確定拠出年金	2 3 3
【参考】	
令和 5 年度新規承認（認可）	1 3
令和 5 年度規約の終了	2

・各申請書等の処理件数

- 規約承認申請書の承認 1 3 件
- 規約変更承認申請書等の承認 1 0 8 件
- 規約変更届出書等の受理 1 4 2 件
- 厚生労働大臣への提出書類の受理 1 件
- 法人証明・印鑑証明 2 件

（ 7 ） 厚生年金基金の規約承認等

中国四国厚生局が所管する全ての厚生年金基金については、保険年金課において解散又は他制度移行への手続きを行い、令和 5 年度に清算事務を終了しました。